

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第119回）議事録

令和5年6月28日（水）
15時00分～17時30分
WEB会議

[出席者]

(委員) 浜田委員、島田委員、石黒委員、近藤委員、仙田委員、戸田委員、永田委員、
長山委員、西村委員、真嶋委員、松岡委員、毛受委員、四ツ谷委員、松田委員
(計14名)

(文化庁) 圓入国語課長、小林日本語教育推進室長、伊藤国語課長補佐、増田日本語教育調査官、
松井日本語教育調査官、ほか関係官

[配布資料]

- 資料1 第118回日本語教育小委員会議事録（案）
- 資料2 日本語教育機関認定法 今後のスケジュール案（令和5年6月時点）
- 資料3 認定日本語教育機関に関する省令等の案について
- 資料4 認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第1回） 主な御意見
- 資料5 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関に関する省令等の案について
- 資料6 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ（第1回） 主な御意見
- 資料7 日本語教員試験試行試験実施概要（案）

[参考資料]

- 参考資料1 日本語教育小委員会（23期）における審議内容について
- 参考資料2 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（条文）
- 参考資料3 日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）

[経過概要]

- 1 事務局から定足数を充たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 事務局から配布資料2～7について説明があり、意見交換を行った。
- 3 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○浜田主査

定刻となりましたので、ただいまから第119回日本語教育小委員会を開会いたします。

本日は御多用のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。前回に引き続き、オンラインでのウェブ会議開催となります。傍聴者の方々もオンラインでこの会議を御覧になられていますので、御承知おきください。

では、議事に入ります前に、定足数と配布資料の確認をお願いいたします。事務局、お願いいたします。

○増田日本語教育調査官

本日、委員総数16名に対し14名に御出席いただいております。会議開催に必要な過半数を超えており、定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

次に、配布資料についてですが、文化庁ホームページに掲載しております。資料が7点、参考資料が3点、合計10点です。資料1「前回議事録（案）」については、現在精査中ですので、公開はしていません。

○浜田主査

ありがとうございます。では、議事次第に沿って進めさせていただきますが、その前に、今もございました「前回の議事録（案）」についてです。委員の皆様にご確認いただき、修正がありましたら、1週間後の7月5日までに事務局までお願いいたします。なお、最終的な議事録の確定については、私、主査に御一任をいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。日本語教育小委員会の下に設置されているワーキンググループの一つである、認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループの検討状況について、事務局より御報告をお願いいたします。

○小林日本語教育推進室長

資料2「日本語教育機関認定法 今後のスケジュール案」を御覧ください。こちらは今後のスケジュールを表にしたものでございまして、令和5年度、今年でございますが、6月2日に法律が公布となりまして、令和6年度から法律が施行ということになります。現在、こちらの審議会でもまとめているのは、法の施行までに政省令案を取りまとめるということがございますので、こちらの中身を検討するということと、秋頃にはパブリックコメントを実施した上で、年内には政省令を取りまとめて、年明けぐらいからは周知説明会をしてみたいと思います。令和6年度に入りますと、日本語教育機関、そして実践研修機関や日本語教員養成機関の認定や登録をスタートということになります。

あと、今日の後半で説明もいたしますが、来年度は第1回の日本語教員試験が実施されます。それに備えまして、今年行うものとしては、冬頃に試行試験を行うこととしております。令和6年度の施行に向けて様々なことが進みますが、このようなスケジュールで現在考えているところでございます。

資料3「認定日本語教育機関に関する省令等の案について」と、資料4「認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第1回） 主な御意見」は先日、6月21日に議論いただいた主な御意見をまとめさせていただいたものです。

資料3の1ページをご覧ください。こちらは令和5年に成立いたしました「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」でございまして、この第2条第3項第2号、資料上部の下線を引いてあるところで日本語教育機関の認定に当たって、文部科学省令で定める基準に適合することとあり、基準を具体的に定めていくということが必要になってまいります。

どのような考え方に基づいているかと申しますと、2、3ページ目でございますが、今年の1月に取りまとめいただいた有識者会議の報告である「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」の中で、認定基準に関する主な考え方について整理をさせていただいておまして、基本的には、こちらの考え方に基づいて、認定基準や法律において定められる定期報告等の中身を規定したいと考えているところでございます。

4ページは省令の全体像でございます。省令では二つ大きく設定をすることとしておまして、一つは、認定日本語教育機関の認定基準という省令を定めますということと、もう一つは、日本語教育機関認定法施行規則で、法律の施行に必要なものを定める省令を作るわけですので、施行規則が必要となるということで、この二つを定めることとしております。認定基準は上段にございますが、法律の規定に従いまして、1から5の事項、そして、認定法施行規則では最初の1のところでございますが、認定日本語教育機関、そこには申請手続や情報公表、点検評価、定期報

告で何をお求めしていくかということ具体的に規定することとしております。

それでは、具体的に次のページ以降から、現在の案ということで御説明したいと思います。最初、認定基準の1番の「総則」でございますが、「総則」の最初のところに、認定基準は認定を受けるのに最低の基準であるということで、認定基準自体が最低基準であるということ。常に認定を受けていただいた後は、基本的にそのラインを満たすことをお求めしていきたいと考えております。

2番の「教員及び職員の体制」ということで、それではどのような教員や職員の体制を置いているところを認定するかということで規定を考えておまして、具体的には校長や主任教員の配置、そして三つ目の丸ですが、教員数、課程の収容定員20人に1人で最低3人という基準、その教員が担当する授業時間数は週25単位以上とするなど、このようなことを省令で規定することと考えております。

次の6ページ、3番「施設及び設備」のところでございます。こちらは校地や校舎、そして必要な教室やその際の設備ということで規定をしております。二つ目でございますが、校地は必要な面積を備えていただいた上で、自己所有か、かつ負担付きでない、又はそれに相当するものということで、校地、校舎に同じような規定を設けておりますが、具体的な中身はまだこの後の告示等で考えております。

実際にワーキンググループの場でも様々な御議論がございまして、今回の省令では、法律では、「留学」「就労」「生活」類型を課程として置くということが定められておまして、例えばこの資料のどこが「留学」で、どこが「就労」、「生活」かが見分けにくいということや、「留学」「就労」「生活」で異なる部分もあるのではないかと御議論がございました。資料の見せ方については今後よく検討していきたいと考えております。

7ページを御覧いただければと思います。教育課程は、特にこれまで「留学」では、法務省告示校の制度がございましたが、日本語教育課程に関しましては、新しく教育課程の認定ということが出てきますので、新しい話も出てくるところでございます。

一つ目の丸でございますが、日本語教育課程は、「留学」「就労」「生活」に必要な日本語能力を習得させることを目的とすることとしておまして、「留学」を目的とする機関はB2以上の課程を一つ、「留学」の課程を置かない場合は、B1以上の課程を一つ置くことを規定として設けることとしております。以下、「留学」の課程の修業年限は原則1年以上であることで、「就労」「生活」の場合は、目的に照らして適切に定めることができるということとしております。

四つ目の丸でございますが、「留学」の場合は1年の授業期間が原則35週である。そして、「留学」の場合の授業時数は1年当たり760単位時間以上であること。その一方で、その2行下でございますが、「就労」「生活」の場合に関しては、それぞれ別の時間設定、授業時数の設定をしております。

一番下の丸でございますが、各課程の目的や目標に応じて、適切な授業科目をしっかりと体系的に開設していただきたいということで、下から2行目、「聞く」「読む」「話す(会話)」「話す(発表)」「書く」、こうした活動をすべて行っていただくということを教育課程の中に設けていきたいと考えております。

最後の行でございますが、先ほど授業時数を申し上げましたが、専門教育等の科目を一定の制限の範囲内で開設可能であることも規定として入れさせていただきたいと考えております。

8ページを御覧いただきたいと思っております。三つ目の丸でございます。「就労」「生活」の課程は、対面に相当する効果がある遠隔事業について、全体の4分の3まで実施が可能であるということ規定として設けること、そして収容定員数などの規定もこのように設けることとしております。

一番下の※でございますが、「各認定日本語教育機関が上記を満たすかどうかは」というところで、今後ワーキンググループで、特に年4回の後半で御議論いただきたいと考えております。

アカリキュラム（仮称）を参照して、判断をしていくということになります。現在は省令を御議論というか検討しているところですが、最終的には省令に基づき、さらに細かい基準であるとか、認定の手引きのようなどころまで考えていきたいと思っております、そうしたものをそろえて、先ほどスケジュールの中で説明会と申し上げましたが、そうしたところまで整理をして、年明けから説明をしていきたいと考えております。

次のページを御覧いただきたいと思っております。「学習上及び生活上の支援体制」ということで、一番上の丸でございますが、様々な生徒がいらっしゃるということ、母語支援等の学習に困難を抱える生徒の支援体制ということで、母語支援等とさせていただきます。様々な学習の状況に基づいた支援を行っていただきたいということを趣旨としてこのような項を設けております。

三つ目の丸でございますが、災害等で教育を継続することが困難な場合に備え、そうした場合の転学支援等の計画策定等、生徒の学習の継続に必要な措置ということで、様々な事由で学習の継続ができなくなるような場合もあり得るということで、必要な措置を設けていただきたいということを省令の中に設けたいと考えております。また、生活指導の担当者を置くことや、留学の場合は健康診断を行っていただきたいという旨の規定も設けております。

次のページを御覧いただければと思っております。こちらでございますが、今までのところは認定基準ですが、法律上は認定日本語教育機関が認定された際の情報の公表や自己点検評価、そして定期報告ということは法令上義務付けをされております。どのような項目を情報公表としていただくかということを省令で定めることとしております。

まず、上段を見ていただければと思っておりますが、こちらの資料は情報公表に関する規定でございます。法令上は、認定日本語教育機関は自機関の情報を公表していただくとともに、国は、多言語で認定をした日本語教育機関をサイト等で公表していくということが法律で決まっております。どのようなことを公表していくかということで、このような規定を今のところ考えておるところでございます。

それでは、次のページを御覧いただければと思っておりますが、自己点検評価も同様に義務付けとなっております。法律に義務づけられている、規定されたことに加えまして、例えば学習の成果であるとか、教育活動の改善であるとか、そのようなところを自己点検していただいて、公表していただくということを考えております。その他、法律では規定はありませんが、第三者評価ということに関して、努力義務ということで、省令で規定をしたいと考えております。

次の12ページは定期報告でございます。認定を受けた日本語教育機関は毎年度、文部科学大臣に定期報告をしていただき、国はその結果の概要を公表するということとなっております。どのようなことを求めるかということの一つ目の丸に列挙しております。こちらは「就労」「生活」の場合や進路・就職等の状況を除くとした上で、その施設や設備の整備状況や教員の状況に加えまして、例えば下のポツ三つございますが、例えば下から三つ目のポツで、出席率であるとか、下から二つ目の辺りで、学習の成果に関わるようなことなども定期報告の内容としていただきたいと考えております。

その他、帳簿の備付けも義務づけになっておりまして、基本はまず5年間保存をしていただきたいと考えますが、学籍に関するものは20年ということを考えております。

では次にこちらの資料が最後になりますが、法律上は、認定日本語教育機関で教育課程に携わる方は登録の日本語教員でなければなりません。経過措置期間中は、現職日本語教員であれば日本語教育課程を担当できますが、その現職の日本語教員が何かということで、基本的には、今、法務省告示校等で働いていらっしゃる方を対象とできるような規定を考えているところです。

資料3は以上でございます、資料4を御覧いただきたいと思っております。こちらが、先日ワーキンググループでいただいた主な御意見をまとめたものでございます。様々な御意見をいただいておりますので、委員の皆様と御議論をさせていただければと思っております。幾つか申し上げますと、

例えばこちらですと三つ目の四角のところ、施設・設備に係ることということで、今回の法律では、「留学」「就労」「生活」と三つの課程を認定するということになっております。「就労」「生活」には様々な在り方があり得るということで、施設・設備の基準に柔軟性が必要であるとか、例えば二つ目の丸で様々な施設を利用している場合など、多様性があってもいいのではないかという御意見がございました。

また、次の四角、教育課程に関することですが、例えばその三つ目のところ、「就労」「生活」の教育の課程の在り方であるとか、遠隔事業の在り方などに関して御意見をいただきました。また、その他、学习上・生活上の困難というところで、例えば連携の在り方であるとか、今回のワーキンググループの中では、次の検討は今後ということを示しておりませんが、別科の方、そして最後のところですが、仲介手数料に関して、認定の教育機関に公表していただくと盛り込んでいましたが、その在り方をどのような形で設定するべきかなど、様々な御意見をいただきましたので、こうした御意見を踏まえながら、どのようなやり方で検討していくかをよく考えていきたいと考えております。説明は以上でございます。

○浜田主査

ありがとうございました。認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループの御報告でした。ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見等をお願いしたいと思います。では、四ツ谷委員、お願いいたします。

○四ツ谷委員

コメントといいますか、意見になりますが、今のワーキンググループでの御意見の中で御説明がありました、遠隔授業の扱いです。4分の3までという案に対して、フルオンラインクラスのニーズもあるのではないかという、ほかの委員の御意見があったという御紹介をいただきました。私も日本語教室の空白地域への対応とかを考えますと、フルオンラインクラスというものが、必要性が高いのではないかという気がしますので、ここで4分の3までと制限を課してしまうのはどうなのかと思いました。

若干論点がずれてしまうのですが、今後、日本語学校の海外展開もかなり期待されるようになりますので、実際、現地に日本語学校が進出するというのはなかなかハードルが高い部分もあるのかもしれませんが、海外にいる日本語学習者に対して、フルオンラインで日本語の授業を提供することだと比較的やりやすいということもありますし、そういった今後の海外展開を視野に入れますと、フルオンラインでしっかりしたコースを運営するという経験は後々につながるのかと思いますので、この4分の3の制限は、私は取った方がいいのではないかと思います。

○浜田主査

ありがとうございました。西村委員、手が挙がっておりますが、今のオンライン授業について関連で御意見、御質問等ございますか。

○西村委員

ではオンラインの件に関しまして。フルオンラインというお話があったかと思いますが、個人的には4分の3という線も非常に妥当なところではないかと感じております。というのは、対面での事業も非常に効果があるということはもう皆さんもよく分かっていると思います。対面とオンラインを組み合わせたものということで、それを一つの目標にして、認定の施設が、機関が認められていくということは非常に意義深いのではないかと思います。

対面だからできることというものもしっかり加えた上で、オンラインのよさと対面のよさをベストマッチさせていくというような考え方もあっていいのではないかと感じております。オンラ

インに関しては以上でございます。

○浜田主査

ありがとうございます。では長山委員、お願いいたします。

○長山委員

ワーキンググループでも述べたことですので、若干重複してしまうのです。先ほど主な意見の中で説明していただいたとおり、主たる生活を学校という場で過ごして、平日ほぼフルタイムで通う学生に対して、レディーメードで学習課程を準備するという発想の学校の場合で、その質を考えるとといったものと、「生活」や「就労」といった場合は、本来の生活は別のところにあって、その生活に追加して学ぶというスタイルが圧倒的に多く、企業や地域のニーズに寄り添った形で、オーダーメードでいかに教育課程を作っていくのかという発想の「生活」「就労」の類型とでは、考え方が大きく異なる部分があります。

ですので、設備や施設の問題だけではなくて、教育課程のところでも、どうやってそのニーズに合わせてカリキュラムを作る能力があるのか、学習内容もそうですし、場所もそうですし、時間もそうですし、今出たオンラインもそうですし、そういった観点で、質を求めていくことがとても重要ではないかと思っています。

○浜田主査

ありがとうございます。少し確認をさせてください。今の御意見は、別の基準を立てた方がいいという御意見でしょうか。それは「生活」とか「就労」の場合に、別の基準をとということなのか、あるいは、例えば同じ「生活」であっても対面の場合と、それからフルオンラインの場合と別に基準を設けた方がいいという、そういう御意見でしょうか。

○長山委員

いえ、そういうことではなくて、今どうしても「留学」類型の学校、圧倒的多数の学校の基準が先に出てくるというのは当然のことかと思うのですが、例外条項のような形で、学校スタイルのものが前面に出て、「就労」と「生活」は、この点は違うというような書き方だと、根本的なところでずれてきてしまうかと思っておりますので、項目としては、総論以下の通りで良いのですが、その中で明確に、学校を主体としたものとそれ以外のものという形で記していくべき、考えていくべきではないかと思っています。

○浜田主査

ありがとうございます。よく分かりました。では松田委員、お願いいたします。

○松田委員

オンラインの件についての意見を述べさせていただきます。私も西村委員に賛成でして、フルオンラインということを今回決定してしまうことは少し慎重になってもいいのではないかと考えております。質の保証をどのように行うのかといったことも、確立された方法がないと難しいと思っておりますし、今回4分の3であってもオンライン教育を含めるという記述がされたということは、現実的に見ると前進しているとも思います。

前回の小委員会で報告があったオンライン日本語教育の報告を拝見する限りでも、学校によって、機関によっては施設・設備上の問題などもまだあると認識しました。私自身はオンライン教育も非常に推進したいとは思っているのですが、認定日本語教育機関が認定の日本語教育課程として、オンラインプログラムをするということだけでなく、認定基準外、対象外のコースとして

オンラインプログラムがどんどん発展していくといったことが先発して起こっていくことでもいいのではないかと考えております。

○浜田主査

ありがとうございます。オンラインのコースについて少し実践例をまとめて、一定の評価ができるようにという御意見ですね。事務局に確認ですが、それは例えば後々フルオンラインの認定機関が出来た場合に、新しい基準みたいなものを作るということは制度的には可能という理解でよろしいですか。

○小林日本語教育推進室長

学校教育法の体系ですと、例えば大学だったり、専修学校、通信制という形で別の設置基準だったり、その質の確保の考え方がございますので、フルオンラインというのは形が一緒かどうか分かりませんが、学校に来ないことが常態化した形態とも言い換えられるところ、そういう形で教育の質だったりをどう担保できるかというのをまずよく見極めながら、どういう基準や課程にするかというのを考えることはありかと思えます。

○浜田主査

ありがとうございます。では、松岡委員のお手が挙がっております。お願いいたします。

○松岡委員

「留学」の場合は、留学という目的があって、日本語能力を何らかの形で証明するというところで、この認定日本語教育機関の必要性というのはよく理解できるのですが、「就労」「生活」について、特に「生活」では、何か資格を取らなければならないとか、日本語がこれだけでできなければならないというものは恐らくまだ設けられないと思います。そういったものに対して国が認定を出すというのはどういう学習者を想定していて、何のために学習者が来ると思っていられるのか、お考えをお聞かせ願えないでしょうか。

○浜田主査

いかがでしょうか。もし委員の皆様で御発言がありましたらお願いしたいと思います。事務局で何かございますか。

○小林日本語教育推進室長

まず、今回例えばB1までの課程を一つお願いしたいというのは、参照枠の中で、「自立した言語使用者」を最終的な到達目標として考えていて、これまでの有識者会議の中でも御議論してきたということがございます。

ただ、「生活」類型の中での、今後認定を想定するようなところでは、様々なレベルの、例えば先ほどA1だったりA2だったりの授業時間数を示させていただきましたが、そうした到達レベルを正確に示しながら、しっかりとした教育課程を認定していきたいと考えております。そういうレベルに到達したいと考える生活者に対して教育を設けたいと考えている自治体が認定を受けてくるのかと考えております。

○浜田主査

ということで、今すぐということではないですが、今後そういったものが色々な形で社会的な意味を持つようになってくるということかと思いますが、松岡委員、よろしいでしょうか。

○松岡委員

よく分からないのですが、今その段階だということは承知しました。もう1点よろしいでしょうか。先ほど災害対応の話が出てきたのですが、これは具体的にどういうものを想定して、何を出すことを求められているのか、具体的に御説明をお願いできますか。

○小林日本語教育推進室長

恐らく9ページの三つ目の丸の話だと思います。ここでは「災害等で教育を継続することが困難な事態」と書かせていただいておりますが、例えば教育を継続することが困難な場合になってしまった学校ということ、そちらの意味で広く捉えていただければと思います。例えば「留学」とかで入ってこられる方は、教育を継続することが困難な状況に学校がなってしまった場合には、在留管理の問題、ビザの関係などから、そもそもそうした日本への在留も問題になってしまうということで、そういう場合にも備えて、転学支援等をしっかりと備えていけるようにということで、まずそういう理念でこのような措置を考えているところでございます。

具体的に、どこまでをお願いしていくかということに関しては、省令よりも細かい、例えば省令の考え方であるとか、解釈というところでしっかり示していきたいと考えております。ただ、このような転学支援の計画策定といった規定は盛り込んでいきたいと考えております。

○浜田主査

ありがとうございます。災害が最近も非常に多くございますので、必要な観点かと思えます。松岡委員から、具体的に例えばこんなことは是非盛り込んだ方がいいのではないかというような御提案がありましたら、お願いできればありがたいですが、いかがでしょうか。

○松岡委員

提案したいところですが、日本語教育機関でこれを個々に整備するのが難しいのではないかと感じています。例えば我々大学でもこういったことをやっているわけではないので、具体的に何をすればいいのかというのは思いつきませんでした。例えば経済的な支弁をするという話をしているのか、それとも何か姉妹校を作ってそちらに送り込むような何か協定を結ぶといったことを想定していらっしゃるのか、何なのかと思って御質問したのですが、私自身は想定ができません。

○浜田主査

ありがとうございます。今後、具体的にもう少し出てくるかと思えますので、また御意見をいただければありがたいと思います。そのほかいかがでしょうか。では近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員

ありがとうございます。ワーキンググループでも御議論なさっているかもしれませんが、事務局にお尋ねいたします。現在、就労者向けの日本語教育は、校舎の十分な広さがない機関でも、企業に派遣されて、そこで日本語を教えているということが多いのですが、今回の認定日本語教育機関になるには、校舎をしっかりと用意しないといけないという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○浜田主査

近藤委員からは、例外として書かれているように、必ずしもそういったものは必要でないのではないかと御意見ということでしょうか。

○近藤委員

どのような議論をされているか分からないので、まずその確認です。実態はそのように派遣という形が多いので、その辺りをどのぐらい議論されているのか教えていただければと思いました。

○浜田主査

これはワーキンググループの委員にお伺いした方がいいでしょうか。戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

ワーキンググループの議論の内容ですが、先ほど長山委員からも御意見がありましたように、資料4の最初の全体的事項に関することということで、今この認定基準の案が「留学」の類型に即したものであるということですので、ワーキンググループの中では「就労」「生活」の特性を踏まえた構成にした方がよいのではないかという議論になっています。

その一つの例として6ページにあります、校地・校舎の記述のところに、「校地は」ということで、「自己所有かつ負担付きでないか」という記述が見えますが、そういうことを一つ例にとっても、この多様な日本語教育の内容に合わせたものにした方がよいのではないかという議論になっておりましたことを御報告いたします。

○浜田主査

ありがとうございます。近藤委員、いかがでしょうか。

○近藤委員

ありがとうございます。今議論の過程がそうだとということがよく分かりました。

○浜田主査

そのほかいかがでしょうか。真嶋委員、お願いいたします。

○真嶋委員

質問です。資料の7ページに、「IV.日本語教育課程」のページがありますが、この下に、「聞く」「読む」「話す」「書く」の全てを行わせるという1文が下から2行目にあると思いますが、これはどういう意味なのかお尋ねしたいと思いました。全てに関わる総合日本語のようなことをイメージされているのでしょうか。学習者によっては、ここに挙げてある技能の一部でいい場合もあるかもしれませんが、そこに力を入れて学びたいという人もいるかもしれません。全てを同時に、同じ力を入れてとは書いていないので、ニーズによって柔軟性があるような、今学期あるいは今年はこの中心にやりたいという学習者のニーズを吸収することが可能であると理解しているのか、御説明いただきたいと思いました。

○伊藤課長補佐

基準の案として示させていただいたのは、まず、全ての授業科目で全部やれということではなく、課程全体として五つの活動を取り入れてほしいということです。それぞれの機関が置く課程の中で濃淡はあっていいとは思いますが、それぞれの課程自体が目標に沿って、例えば「書く」に重点を置く課程など、そういうことはあってもいいと思います。ただし、認定機関の課程であるからには、課程の中でどれか一つを全く扱わないというような課程にはしないでいただきたいという基準になります。

それから、「留学」の場合は、基本的に設定された課程全体を修了するという形で来ていただ

くこととなりますが、先ほどから議論のある「生活」「就労」については、各機関に、それぞれの目標に沿って、B1であれば350時間とか、全体の課程を用意していただいた上で、あとは各生徒の目標に応じて、それぞれの課程を切り出して実施いただくようなことも想定しておりますので、その場合には、特定の用意された350時間の特定の技能に関する部分だけ切り出すとか、そういうようなことも考えられると思います。

○浜田主査

ありがとうございます。真嶋委員、よろしいですか。

○真嶋委員

ありがとうございました。柔軟性があるということが理解できました。ここの表現が「すべてを行わせること」という表現がいいのかどうか疑問に思ったので、推敲していただけたらありがたいです。

○浜田主査

よろしく願いいたします。では戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

今、事務局からの説明もありましたが、ワーキンググループの中でも、柔軟に対応する、それぞれのニーズに沿ったものであるべきという意見が出ておりましたので、お伝えしておきます。

○浜田主査

ありがとうございます。それでは、まだまだ御意見がおありかと思いますが、今日はいずれも重要な議題でございますので、一旦ここで次に進ませていただきます。最後に少し時間の余裕がございますので、また残りの御意見については、三つが終わってからお伺いするということにさせていただきます。

それでは議事の2に参ります。登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループからの検討状況の御報告でございます。では、まず事務局からお願いいたします。

○小林日本語教育推進室長

事務局より説明いたします。まず、この時点で申し上げてさせていただければと思いますが、今日の中で例えば意見として出せなかった部分などは、また事務局までお知らせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料5「登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関に関する省令等の案について」と資料6「登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ（第1回） 主な御意見」に沿って説明させていただければと思います。こちらは6月26日に、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の手続き等の検討に関するワーキンググループで出させていただいた資料になります。こちらに基づいて説明させていただきます。

こちらにつきましても、法律に基づいて、登録の要件であるとか、報告いただくこととかが省令事項となっておりますので、どのような登録要件であるとか、どのような内容を行っていただくかということを具体的に省令で定めていくということになります。

2ページ、3ページのところに基本的な考え方といたしまして、先ほどの認定基準と同じように、1月に取りまとめさせていただいた有識者会議報告書の内容に基づいて、基本的な条例の案として考えているところでございます。

4 ページでございます。具体的にはこちらの資料の下段でございますが、日本語教育機関認定法施行規則というもののの中で、こちらの5番目と6番目のところ、登録実践研修機関、登録日本語教員養成機関ということに関する申請の手続や、そこで教える方の要件や、研修の事務規程に何を書いていただくかということを決めていくということになります。

次のページは省令の前段でございますが、登録基準に関しまして簡単に図示をしたものでございまして、実際に、左から右のような形で、例えば教員養成を行っているところが文部科学省に申請いただいて、審議会で検討の上、登録する、登録実践研修機関であれば、研修事務規定を認可するというようになっていきます。

上の文章の一つ目の丸でございますが、登録日本語教員の養成を希望する大学、専修学校、各種学校、教育機関がまず登録を申請いたします。二つ目の丸ですが、その一つの機関が、法律では別の制度ですので、登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の両方の登録を申請して同時に登録を受けるということも可能であると考えております。審査自体は、来年度からは、日本語教育自体が文部科学省に移管されるということになりますので、また別の審議会になるかもしれませんが、審議会において、登録要件や、文部科学大臣認可の研修事務規程の認可の可否を審査するというようになります。

「なお」としてしておりますが、登録日本語教員養成機関で養成課程を修了した方も、登録実践研修機関で実践研修の修了が必要であるということは、これは法律でそのとおりではありますので、そのようなことを確認的に書いております。

次のページを御覧いただければと思います。登録要件①といたしまして、実践研修と養成課程で実際に行っていただく内容についてでございます。こちらは省令で規定をしていくこととしておりますが、上の方は実践研修でございまして、①から⑥にある内容を取り扱っていただきたいということを規定したいと考えております。

※としてこの①から⑥については、各教育機関で様々なやり方で授業を実施されていることもあると思いますので、「授業科目の設定方法をしぼるものではなく」として、例えば大学で一つの授業科目の中で複数のものをまたがって扱う方法を実施するとか、そういうことは、柔軟性は可能であると、柔軟性を持った対応としたいと考えています。実践研修の指導時間は45単位時間以上と、これも規定をすることを考えています。

下段は養成課程でございます。養成課程においても①から⑤を取り扱っていただきたい旨、そして、授業科目の設定については、実践研修と同じ考え方でございます。授業時間は、こちらは375単位時間以上ということで書かせていただいております。

次のページは、それぞれの指導者、教授者の要件でございます。上段が実践研修でございますが、資格と経験を有するというのが法令上規定されているので、それを表現したものです。①と②は日本語教育に係る学位ということで、日本語教育そのものの学位ではなく、もう少し広い概念であります。そのような学位を有して、①は教育方法に関する研究実績、②は、大学、専修学校等で登録日本語教員を対象とした研修の実施、③と④は日本語教員の登録を受けた方で、それぞれ研修などを実施したりとか、認定日本語教育機関で日本語教育に3年以上従事したという実務経験も入れているところでございます。

こちらは、登録日本語教員が、実際に登録されてくるまでのタイムラグもございまして、経過措置という形で、ほかの日本語教員とこのような形で経過措置のフォローもしております。

養成課程の教授者に関する規定は下段でございます。こちらにも日本語教育に係る学位、これは上と考え方は同じですが、①は日本語教育に係る学位（修士・博士）を有する方、②は日本語教育に係る学位（学士）を有する方で、日本語教員の登録を受けた方ということで、こちらを教授者の要件と考えております。

次のページは研修の事務規定の認可ということでございまして、科目の実施方法、教壇実習の科目、指導体制等に関しまして、確認事項として考えていきたい事項を書いております。科目の

実施方法に関しましては、先ほど2ページ前に規定しました科目をどのように実施していくかということで、それぞれの、一つ目の丸ですが、しっかりとした指導者がして適切な教材等でしっかり体系的に行っているか、三つ目の丸、実践研修自体は対面に相当する効果を有するオンライン授業での履修も可としておりますが、教壇実習に関する科目や、模擬授業に関する科目につきましては、対面でないといけないということを規定している、必要と考えております。

教壇実習に関する科目ということで一つ目の丸ですが、教壇実習に関する科目は、5人以上の生徒に対して同時に行われる日本語教育の授業の補助を行うものであること。二つ目の丸、教壇実習に関する科目は、受講者1人につき45分以上の授業の補助を単独で2回以上行うものであること。五つ目の丸になりますが、認定日本語教育機関において、日本語教育に3年以上従事した経験を有する指導者を1人以上置いているかということと、その指導者の方が一度に指導する受講者の数が20人を超えていないかということに関して確認をすることと考えております。

指導体制に関しては、一つ目の丸、専任の指導者の配置などを考えているところでございます。

一番下の※でございますが、こちらも各登録実践研修機関の研修事務規定の考え方、審議会が今後、特に今年の後半で議論をしていただきますコアカリキュラム（仮称）を参照して個別の申請ごとに判断するとしております。

次に養成業務規程に関しまして、こちらは変更命令の要否の審査というところで御判断いただくところがございます。科目の実施方法、教授体制、受講手数料に関してそれぞれ規定をしております。

科目の実施方法に関しましても、先ほど申しましたような、各科目がしっかりと適切な方法により実際されているかということ。そして四つ目の丸ですが、オンラインで行う場合は対面に相当する効果を有すると認められるものであること、というのを設けることとしています。

教授体制においては、専任の教授者の中から主任者を置いているかということ、そして、収容定員の133人、こちらは大学設置基準等を参考に考えておりますが、専任の教授者を置いているかということ。そして、受講手数料に関しまして、一番下の括弧でございますが、適正な額であるかということについて確認をさせていただきたいと考えております。

次のページは実際に各機関から報告を求める事項ということで、こちらの事項を、実際に登録をされた機関においては文部科学大臣に提出をしていただくということを考えておるところでございます。

次のページは現職の日本語教員の方を含めました、登録日本語教員の資格取得ルートの経過措置の案でございます。法律の建付け上は、認定日本語教育機関で教育課程を担当する方は登録日本語教員であることということが決まっております、こちらには来年度から5年間の経過措置がございます。こちらの経過措置をどう考えるかということで、このように今のところ考えているところでございます。

資料の右下でございますが、現職日本語教員の方の考え方として、法施行の5年前になりますが、平成31年4月1日から法施行の5年後の間に法務省告示機関、大学、認定日本語教育機関で日本語教員として1年以上勤務をした方というのを対象にD、E、Fといった経過措置の在り方を考えているところです。

例えばEルートでございますと、一定の要件を満たした民間試験の合格者の方に関しては講習を受けていただくということで、応用試験や実践研修を免除するという形です。Dルート、現行の告示基準教員要件に該当する、必須50項目対応前の養成課程と修了者に関しましても、応用試験はお受けいただきたいと思いますが、講習の受講をもってこのような免除という形を考えているところでございます。

資料6を御覧いただければと思います。先日のワーキンググループで様々な御意見が出ておりましたので、まとめさせていただいております。こちらを上から申し上げますと、一番上の四角の一つ目の丸でございますが、例えば実践研修の指導者や日本語教員養成機関の教授者の要件と

ということで、実際に今の日本語教育の中で、心理学や著作権など、かなり幅広い分野も入ってきておりますので、もう少し幅広い考え方でやってはどうかということ、また、登録実践研修機関の指導者の要件ということで、教育方法による研修実績とした場合に、少し狭いのではないかと御意見がございました。

また、二つ目の四角でございますが、実践研修の方法に関するところで、オンラインでの在り方について、一部御意見が出てきたところでございます。また、教壇実習に関するところで、5人以上の生徒に対して教壇実習を行ってくださいということは、教壇実習の先が小中学校で外国人児童生徒を対象とする場合などでは現実的ではないという御意見もありましたし、それでも一定程度の規模の集団を指導した経験も必要であるという御意見もございました。

また、45分以上の授業の補助を単独で2回以上という規程が先ほどございましたが、こちらの三つ目、四つ目の丸で、45分以上の授業の補助を2回ということのやり方に関してどうあるべきかという議論がございました。

また、次のページで、「1年に指導する受講者の数が20人を超えていないか」ということに関して、様々な実施方法が今あるということで、そのところの考え方を工夫できないかという御意見がございました。

次のページでは、実践研修の指導体制ということで、「専任の指導者一人以上」に関して、そもそもそういうやり方は大丈夫か、現実的ではないのではないかと御意見や、最後にございますが、経過措置というところ、その辺りの御意見もあったところでございます。

前回いただいた御意見を踏まえまして、どのように考えていくべきか、事務局でもよく検討したいと考えております。説明は以上でございます。

○浜田主査

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の先生方から御意見、御質問等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。では仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

ありがとうございます。まず、事務局に御質問ですが、5ページの登録手順のスライドを見ていて思ったのですが、右にある二つの矢印のところ、登録実践研修機関の方は研修事務規定の認可となっていて、登録養成業務規程の方は届出受理という形で、ここで認可と届出受理という形で差が出てきて、法律でこれは決まっていることだと思うのですが、なぜこのような違いが出てきているのかということについて御説明いただければと思います。

○浜田主査

認可と届出受理の用語の意味の違いということですが、いかがでしょうか。

○伊藤課長補佐

登録教員の資格を得るに当たっての位置付けが実践研修と養成課程で異なりますので、そこから発生しているものです。実践研修はどのようなルートを通っても必ず全員が受けなければならない位置付けですが、養成課程については、受けた方は基礎試験が免除されると。簡単に言うと、受けても受けなくてもいいものという位置付けになりますので、その観点から実践研修機関に対する、文科大臣の関わり方と、日本語教員養成機関に対する関わり方の違いが出てきているということになります。

○浜田主査

御説明ありがとうございます。仙田委員、よろしいでしょうか。

○仙田委員

分かりました。ありがとうございました。

○浜田主査

そのほか御意見、御質問いかがでしょうか。ワーキンググループで幾つか御意見が出ております。では、西村委員お願いいたします。

○西村委員

議論されていた中で教員養成の担当の教員を、もう少し専門性や実務を勘案して幅広に捉えてもらいたいという御意見が出ていたかと思いますが、それに関しては私も賛成です。現場で日本語を教えているということをいかに教員養成に還元するかというところは重要な観点だと思います。仮に専門性の高い、例えば心理にしても著作権に関しても、日本語教育という観点でかみ砕いて学習者に伝えられるという力は日本語教師の方が高いのではないかと思いますので、そういった面をかなり考慮して今後検討を続けていただければと思っています。

○浜田主査

ありがとうございます。では仙田委員、手を挙げておられますか。

○仙田委員

8ページに書いてあることですが、こちらの記述を見ると、教壇実習機関という言葉が出てきています。この教壇実習機関と登録実践研修機関というのは別建てでもいいということだと思いますが、教壇実習機関に関する規定があまりなかったような気がしていて、この辺りの議論はどうなっているか教えていただければと思います。

○浜田主査

これまでの議論では、例えば大学での養成ですと、大学の中に留学生別科のようなコースがなく、例えばほかの機関に委託するとか、あるいは海外で実習するといったような場合に、その二つを分けるということで、分けて記述をされているということと、基本的に実習機関ではなくて、実習を指導する機関の方が責任を持って指導するということが、現在のようになっているかと思うのですが、その教壇実習機関についても、何か基準として設定をした方がよいというお考えでしょうか。

○仙田委員

私の中でもまだ考えがまとまっていないのですが、資格を取られた登録日本語教員の方がお仕事をされるのが、基本的にというか多くは認定日本語教育機関での仕事というルートが想定されているとすると、実習が行われるのは認定日本語教育機関の方がいいのかという気もしたりしていて、その辺りでどのような意見が出ているのかというのが分かれば教えていただきたいと思っています。

○浜田主査

ありがとうございます。では、ワーキンググループの委員からいかがでしょうか。実習の在り方について、幾つかほかにも意見が出ておりますが、それも含めていかがでしょうか。永田委員、お願いいたします。

○永田委員

今の仙田委員の意見は、結局その登録日本語教員になった後、想定されている教育現場で、そういう実践研修を行うことが望ましいのではないかとということでしょうか。そこに関して今回のワーキンググループでは、特にそこが論点になったということはないのですが、ほかの委員の皆様、お考えがありましたら、また今後議論に含められるかとも思うのですが、いかがでしょうか。

○浜田主査

ほかのワーキンググループの委員、いかがでしょうか。ワーキンググループ以外の委員の方でも、御意見があればお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○永田委員

資料6の中で、近藤委員がおっしゃっていたのはどこでしたか。例えば技能実習などはオンラインでなければいけないのではないかと、伊東委員と御意見いただいていたのですが、資料には反映されていなかったということでしょうか。

○浜田主査

近藤委員、いかがでしょうか。

○近藤委員

オンライン実習のところでは。

○永田委員

失礼しました。資料6の「実践研修の方法に関すること」の一つ目の丸のところ、たしか近藤委員からの御発言があったのではないかとと思うのですが、例えば就労者を対象とする場合、オンラインでの教育がどうしても想定されるのではないかと御意見をいただきまして、それに対してその二つ目の丸のところ、確かにそれももっともではあるが、養成段階では、例えばその先の研修までを含めて、もっと基本的なところを見据えた形での実践が求められるのではないかと御意見がありました。

したがって、先ほどの仙田委員の意見に直接答えるものではないのですが、その先にどういうところを見据えるかというものと、養成段階で行う実践とはどういうものかというところの議論があったということをお報告しておきます。

○浜田主査

ありがとうございます。

○伊藤課長補佐

事務局から仙田委員の御質問の点に関して補足をさせていただきますと、資料5の8ページのところで、「教壇実習に関する科目に関すること」というのが中段で書かれております。その中の三つ目の丸のところ、教壇実習機関は認定日本語教育機関であるかどうかということを確認事項の一つにしておりまして、御指摘のとおり、登録日本語教員というのは認定機関で働くための資格でございますので、原則は認定機関が実習先になっているかの確認をしてはどうかと思っております。

ただ、1月にまとめていただいた有識者会議の報告書でも、一方で日本語教員の活躍の場というのは、当然認定を受けるような機関に限らないところはございますので、ある程度質の保証が

された実習先でなければいけないという部分との両立を図るために、登録実践研修機関が登録日本語教員養成機関としても登録を受けていて、要は日本語教員に求められる知識・技能についての養成の体制をしっかりと備えているような機関が責任を持って実習先を選ぶというような場合には、必ずしも認定機関でなくても、その他の場所での実習も認めていいのではないかとという案にさせていただいているところでございます。

○浜田主査

ありがとうございます。非常に分かりやすくなったと思います。仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

ありがとうございました。今の件につきまして、現状からスタートするとそういう形になるということは理解いたしました。ただ今後、「生活」でも認定日本語教育機関が認定されるということであるとか、あるいは「生活」類型に関しては、認定の教育機関と、そうではない、ここに書かれている地域の日本語教室が共存するような形で、これからも日本語教育が様々なところで行われると思うのですが、そうなったときに、今後、認定を受けていない地域の多様な日本語教育機関での実習を行ったということと、認定日本語教育機関での実習を行ったということが同じ形で扱われるということでもいいのかどうか、私自身も今後考えてみないといけないことかと感じました。

○浜田主査

ありがとうございます。ほかに教壇実習についてよろしいでしょうか。では、お待たせいたしました。松岡委員、その後、石黒委員、お願いいたします。

○松岡委員

私の大学にも教員養成の副専攻課程があるのですが、今のこの認定基準だと、どうも認可は下りそうにないと伺っておりました。例えば担当の教員について、日本語教育に関わっている方となると私一人しかいない状態になってしまうので、恐らく認可は下りないだろうということ。それから、先ほど御指摘もあったと思うのですが、専門性に近い方の先生にお願いしたいということもあるので、その辺りの柔軟性を持っていただけないかというお願いです。

それから、教壇実習の実施先が、例えば海外の教壇実習の場合に、どちらがコントロールするということをどのように証明したらいいのか。また、大学でよく行われているのですが、実習用クラスを、受講者が学習者を集めて仕立てるといったことがあります。それは認められないと理解したらよろしいのでしょうかという質問です。

○浜田主査

そういうものは今のこの制度の記述の仕方では入らないということになるのでしょうか。テクニカルな問題ですので、事務局でいかがでしょうか。

○伊藤課長補佐

先ほど申し上げたとおり、実習先は基本的には認定機関が原則になり、海外に認定機関はありませんので、基本的には国内となる一方、登録実践研修機関が登録日本語教員養成機関の両方の登録を受けている場合には、海外も含めて実習先の機関としていただくことはできます。

ただし、それは文部科学省との関係で言えば、責任を持っていただくのは国内にある大学や日本語教員養成機関など、登録を受けている機関になりますので、どういったことを想定されているのかは分かりませんが、主導権は、文科省との関係では国内の機関に握っていただく必要があ

るだろうと思っております。

○松岡委員

例えば大学の海外協定大学で実習をさせるといった場合には、どのように解釈したらよろしいのでしょうか。

○伊藤課長補佐

海外協定大学等で実施いただくことも可能だとは思いますが。

○松岡委員

それも認めていただけるということでもいいですね。

○伊藤課長補佐

可能だと思います。ただし、どんな先生が指導に当たるかとか、その受講生ですね。要すれば海外に学生を送って、指導いただくと思うのですが、その指導する先生がどんな先生かといったことは登録を受けている国内の大学で把握いただいて管理していただく必要はあると思っております。

○松岡委員

もう1点、実習用のクラスを仕立てて実施をするということは認められるのでしょうか。

○伊藤課長補佐

8ページの資料の「教壇実習に関する科目に関すること」のところの一番上の丸でございますが、ここで「5人以上の生徒に対して同時に行われる日本語教育の授業」というところで括弧を開いております。「教壇実習機関が開設する通常の日本課程の一部、又は」ということで「それに相当する実施形態であるもの」ということなので、普段からその学校、例えば海外の大学であれば、海外の大学で開設されているような日本語教育課程に類似するような形態で行われているものであれば、必ずしも、正に実施されている日本語教育課程でなくてもよいということにしております。

○浜田主査

松岡委員、よろしいでしょうか。

○松岡委員

海外に行くのではなくて例えば国内にいる留学生とかその他の周辺の方たちを集めて、実習用のクラスを作って実習するということはこの中には入らないという理解でよろしいでしょうか。

○伊藤課長補佐

実習用のクラスを、誰がどこに作るということでしょうか。

○松岡委員

例えば大学の中で1週間、学習者を集めて実習のためにクラスを作ってということですか。

○伊藤課長補佐

それは例えば松岡委員の大学が登録を受けていただいて、大学の例えば別科とかでプログラム

を開いているが、そこで直接実習いただくのではなく、それに類似した形で1週間だけ、その課程の一部として模擬的なクラスみたいなのを作っていただいて実習いただくということでしょうか。それであれば問題ないかと思います。

○松岡委員

分かりました。

○浜田主査

ありがとうございます。松岡委員の大学のコースが登録実践研修機関としてきっちり認められると。大事なところは、その責任の範囲においてはかなり様々な形態を認めていただける可能性があるという理解をさせていただきました。よろしいでしょうか。

では石黒委員、お願いいたします。

○石黒委員

改めてその資料6、ワーキンググループで出た意見を見直してみて感じたことを、奥歯に物の挟まった言い方になってしまうかもしれませんが申し上げます。先ほど、日本語教育の専門性が言われていて、できるだけ広く認めるべきだということ、そのとおりだと思います。日本語教育というのは、非常に学際的というか、多様な分野の方から成り立っているのです、そうあるべきだと思うのですが、私が懸念するのは、実態がそうだから全て認めるべきだという議論になりがちなところは怖いと思っています。もちろん日本語教育の経験をされていない方でもいいと思うのですが、少なくとも日本語教育のことを理解した著作権関係者であったり、心理関係者であったりしていただきたいと思うので、その辺り、直接的に関わる必要はないと思うのですが、何らか間接的には関わる在り方であってほしいと、見直して思いました。

また、オンラインのことも先ほどから議論になっているのですが、これも非常に難しい問題で、今後また変わっていくのかと思います。ただ、出発段階においては、あまり大胆に攻めるよりは、教育というのは保守的であるべきというところがありますので、まずは、ここでも両方記載されているわけですが、まず対面を基本とするのが適当で、でも実際にオンラインの必要性が現場で感じられたときに制度を変えていくという方が望ましいのかと個人的には思っています。

それから三つ目、教育実習の担当のことですが、1年に指導する受講生の数は20人を超えていないということになっていることに対して、ワーキンググループの中で、1クラスで指導する受講生の数は20人を超えないと変更できないかということがありました。確かに1年という単位でものを考えるというのはいいのかという気もするのですが、実習を経験したことのある方はお分かりだと思いますが、20人の方の実習をするというのはかなり大変です。

少なくとも私は、一度に2クラスあって20人ずついるからとか、3クラス同時期並行で開講していて60人、良い日本語教師を育てていくということに関して言うと、あまり緩め過ぎるのもどうかと思います。ただ1年に20人というのは厳し過ぎるような気もしますので、特に強い意見というわけではないですが、バランス感覚に苦慮しているので、また委員の皆様からも御意見いただければと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。オンラインについて先ほどから話題になっておりますが、オンラインの教育はいかにあるべきかということについて我々はあまりにもまだ知見が少な過ぎるということで、慎重に扱うべきという先ほどから出ている御意見にも通ずる御意見ではないかと感じました。そのほかいかがでしょうか。松田委員、お願いいたします。

○松田委員

ワーキンググループで議論があったかどうか分からないのですが、通信教育における日本語教師養成課程について確認させていただきたいと思います。

スライド17枚目を見ると、「通信による課程の場合」と記載されているので、想定はされているのかと思うのですが、日本語教師養成講座というのは通信課程で日本語教師養成を受ける方が非常に多く、また空白地域の日本語教師養成にも非常に重要な役割を担っていると思いますので、前提としては当然、この通信の日本語教師養成講座は今後もそういった登録日本語教師養成機関になっていくという理解でよろしいのでしょうか。

○浜田主査

資料で言いますと、8のところにオンラインのコースについて書いておりますが、事務局から何か補足ございますか。

○伊藤課長補佐

今、御指摘いただいた8ページと、それから9ページに、実践研修、それから養成課程それぞれについてのオンラインの記述をさせていただいて、簡単に申し上げますと、対面に相当する効果を有するオンラインということでございますので、これは学校教育の世界でこの言い方が何を指すかということ、Zoomのような、今日の審議会の形のような同時双方向でやり取りができる形態もしくは、オンデマンドの形で、必ずしも同時でやり取りができない場合も含まれ得ます。ただその場合には、各授業の回ごとに教員とやり取りであったり、生徒同士の何らかの形でのやり取りの機会は確保されているというものを指して対面に相当するというような言い方を学校教育の世界はしているもので、それを援用してここに書かせていただいております。

よって、紙だけを送って、添削だけするような形は除かせていただいておりますが、今二つ申し上げたような形であれば、それを通信と呼ぶかどうかというのは別にして、実施を可能にしてはどうかという案にしております。

○浜田主査

ありがとうございます。それと、教壇実習とその準備の部分は、オンラインは駄目ということが書かれておりますが、松田委員、いかがでしょうか。

○松田委員

把握しております。3分の1は対面にするということが多分、現状での通信教育課程でも課されていると思いますので、実習が対面ということは、全く異論はございません。ありがとうございます。

○浜田主査

ありがとうございました。では真嶋委員、お願いいたします。真嶋委員まででまた一旦切らせていただきたいと思います。

○真嶋委員

自分の中で整理し切れなくて質問したいです。教員の質に関わる疑問ですが、教育実習の現場で実習生が相手にする学習者は、「留学」「就労」「生活」の類型の成人かと思っていたのですが、資料6のワーキンググループの問題点を拝見いたしましたら、小中学校の児童生徒を対象にした場合は、人数がそろわない、要件がそろわない云々の指摘がありましたので、これはどう理解したらいいのでしょうか。

「就労」や「留学」の登録日本語教師というのは、登録した人であれば、小学校の児童に、あるいは中学校の生徒に教えるという、教員免許を持っていなくても教えるということが前提とされているのか。それは文科省の所轄だとは思いますが、登録日本語教員の教育実習と、小学校、中学校の先生になるための教育実習というのは別にありますよね。教員免許が別にあると思いますが、それに小中学校の場合は、児童生徒の場合は、登録日本語教師の登録さえしていれば、あるいは実際教員免許がなくても行けるといふことなのか。状況が混乱しているような気がしていて、その辺を教えていただければと思います。

○浜田主査

もともとの制度から言いますと、これは養成段階の資格であり、「留学」「生活」というのは初任の段階になって初めて出てくるものですので、必ずしもその区別というものは有効な枠組みではないのではないかと考えていますが、事務局で何かございますか。

○伊藤課長補佐

浜田主査のおっしゃったとおり、基本的に養成段階であり、かつ、資格としては認定機関で一義的には教えるための資格ということですので、それもあって原則として実習先は認定機関であるということにはさせていただいています。

ただ、1月の有識者会議報告にもあるとおり、資格を持った日本語教員が活躍する場というのは多様であっても良いという話があり、多様性を持たせているということと、学校ということ言えば、確かに学校の教員は当然教員免許がないといけないということで、今回の資格を取ったからといって学校教員になれるわけではありませんが、今、日本語指導が必要な児童生徒の数が年々増えておまして、各教育現場において日本語指導の補助者の活用が図られている現状もございます。

その中で文科省としても今回資格が出来るので、日本語教育の専門家ということで、小中学校、教育委員会においても、登録教員というのを積極的に補助者として活用していただくという方向性がございますので、そういうことも念頭にあって、実習先として小中学校が含まれても良いのではないかと案にさせていただいております。

○増田日本語教育調査官

もう一つ補足させていただきます。教職課程を持っておられる大学が日本語教師の養成課程も持っていて、両方の課程を履修・終了して卒業することができる、そういった大学が増えていきます。そういった両方の専門性がある人材を育成するといったニーズがあると承知しております。そういった場合の教育実習という観点もあって、このような御議論、ご提言をいただいたものでございます。

○真嶋委員

分かりました。今の追加の御説明で、そのような現状であれば、それが分かるように説明が要るのではないかと思います。例えば成人の留学生相手の日本語の実習を得て登録日本語教員になりました、だから小学校に行きますというのはトレーニングを受けていないので、変ですね。ですから専門性と教育の質の保証をするためには、いろいろな手だてが必要でしょうから、この実習一回限りで終わるわけではないでしょうが、その後のオンザジョブトレーニングとか、現職者の追加初任研修の様々な方法なども勘案しながら、同時に進めていかないと、現場で矛盾が出たらいけないと思いました。

○浜田主査

ただ、実際に小中学校の現場で、ここで本当に想定をしているような、きちんとした、きちんとしたというのは変ですが、実習が本当にできるのか。実際に日本語指導をしている現場自体が非常に教育的な基盤が脆弱な中で進められていますので、そういったところに例えば実習だからといって大挙して実習生が押しかけるというような事態は、決してあってはならないと思いますので、書きぶりに非常に気を付けていただく必要があると思います。そういったことが推奨されるということは理念としては全く異存ありませんが、あたかもそれにお墨付きが付いたという理解が独り歩きしてしまうということは非常に危惧をしています。少しその辺りは御配慮をお願いしたいかと思えます。

まだおありかと思えますが、もう一つ議事がございます。日本語教員試験の試行試験についてでございます。事務局から御説明をお願いしたいと思えます。

○小林日本語教育推進室長

資料7を御覧いただければと思えます。資料7は「令和5年度日本語教員試験試行試験実施概要（案）」となっております。こちらにつきましては、文部科学省の委託事業の中でこうした実施委員会を行っておるところでございますので、そちらの資料を今日は活用して説明させていただければと思えます。

それでは、次のページを御覧いただければと思えます。まず「はじめに」というところがございまして、こちらは先般成立しました法律の日本語教員試験のところの考え方、そして3段落目、4段落目のところは、日本語教員試験の目指すべきところを書かせていただいております。今般の試行試験の概要になりますので、1以降で説明させていただければと思えます。

1番が日本語教員試験試行試験の概要でございます。まず、1-1「試行試験の目的」でございますが、この試行試験の目的は、1-1にございますが、来年度以降行います日本語教員試験の実施に向けて、試行試験の運営・実施を通して明らかになる課題であったり、そして試験問題の分析や改善等を目的として実施をするものであります。

実際にそこで「なお」と書かせていただいておりますが、来年度以降のものはどうなるかといえますと、こうした試行試験の結果などを参考にしながら、別途考えていくとしております。

1-2「試行試験の実施日程」ということで、こちらに関しましては、日時、場所を規定してございまして、予算の関係もございませうけれども、このような形で考えております。対象者は、現職の日本語教師の方や、大学等の日本語教師養成課程在籍者のうち、必須の教育内容をおおむね習得したと考えられる方としてございまして、こうした方に協力依頼をするということになります。

1-3でございます。試行試験の構成ということで現在考えているものがございます。まず試行試験①基礎試験、応用試験。法律では基礎試験と応用試験を行うとなっておりますが、まず基礎試験について、考え方としては、そこがございますが、「言語そのものや言語教育、世界や日本の社会と文化等、日本語教育を行うために必要となる3領域5区分15下位区分及び50項目の必須の教育内容に含まれる基礎的な知識及び技能を有するかどうかを測定する」と。応用試験、試験②につきましては、「出題範囲が複数の領域・区分にまたがる横断的な設問によりまして、実際に日本語教育を行う際の現場対応や問題解決を行うことができる基礎的な知識及び技能を活用した問題解決能力を測定するもの」としてございまして、

一応、試験時間、問題数ということで目安として示させていただいております。このような形態でと考えております。

続いては3ページを御覧いただければと思えます。出題内容でございます。2-1で、まず本試行試験における出題範囲について、2-1の最初の1段落目でございますが、「本試行試験は、養成修了段階で習得しておくべき必要不可欠な基礎的な知識及び技能が網羅的に備わっていることを確認・評価する」という観点で行うと。「そのため」としまして、「出題範囲は必須の

教育内容に示された範囲」と考えています。

2段落目でございます。分野別の専門性に関しましては、ということで、そこに書いてございますが、ここでは分野別の専門性に関する詳細な知識は問わないという整理としています。

2-2、具体的な出題内容でございますが、これまでのものを踏まえまして、具体的な出題内容としてはこのような形と考えております。まず基礎試験でございますが、基礎試験は試験の位置付けからしまして、必須の教育内容から網羅的に出題をするということで、その「区分ごとのおおよその出題割合の考え方」でございますが、五つの区分に従って、大体このような出題割合ということで考えております。

また試験②、応用試験でございますが、応用試験は、「基礎的な知識及び技能を活用した問題解決能力を測定する」と。問題解決能力は、教育実践によって発揮されるものと捉えられますので、応用試験は教育実践と関連させて出題すると。そして、上にございますように、区分を横断するという出題のため、領域ごとの出題割合はここでは示していないということになっています。

応用試験の一部に関しましては、日本語学習者の発話や教室での教師とのやり取りなどの音声を用いたものなどによって、より実際の教育実践に即したものを測定できるように考えております。

次のページを御覧いただければと思います。3、参考基準でございますが、まず3-1、参考基準の設定でございますが、まさしく試行試験でございますので、検証に役立てるということが大きな目的であります。日本語教員試験の合格基準についての検証に役立てるということで、その基準を参考として参考基準を設けることを考えております。

そして、「また」とございますが、法律の本試験の立て付けでは、登録日本語教員養成機関の修了者は、基礎試験がそもそも免除されることになりますので、基礎試験と応用試験の選定基準は、来年度の話ですが、それぞれで設定をするということになると想定しておりますので、この試行試験に関しましても、それぞれ参考基準を設定するとしております。

「3-2.参考基準の案」でございますが、実際に試験①、試験②それぞれ設定することと考えておまして、分野の特徴であったりとか、ほかの国家試験の現状なども考慮しまして、目安として、まず参考基準を示すこととしております。

試験①（基礎試験）に関しましては、必須の教育内容で定められた5区分において、各区分で約7割の得点、かつ総合で8割ということ。試験②（応用試験）では、総合で約6割の得点があることを参考基準として考えています。

※で確認的にまた書いておりますが、日本語教員試験本試験、来年度以降の本試験の合格基準でございますが、正にこの試行試験の結果や、様々な専門家の皆様の御意見も踏まえて、改めて検討ということになると考えています。

4番の分析方針（案）でございますが、正にこの執行試験の目的に鑑みまして、（1）問題の結果分析・検証と、（2）試験運営に関する検証という大きく二つの観点から分析を行うこととしております。分析に当たりましては、正にこの先ほど受験をしていただく方をバランスよくまず集めるということで、終了直後に協力者の方には試験時間、運営等に関するアンケートも行うことと考えております。

最後に、5、その他でございますが、試行試験の試験問題の取扱いでございます。年度末に最終的には委託事業の報告書をいただくことになっておりますが、年度末に公表予定の試行試験結果報告書の中で、解説などを踏まえまして一部公表することとして考えているところでございます。説明は以上でございます。

○浜田主査

御説明ありがとうございました。それでは、委員の皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。大事な案件ではありますが、先ほど冒頭にスケジュールの御説明がありましたように、

非常にタイトな予定で動いておりまして、この実施概要（案）につきましては、本日この小委員会で、できれば御承認をいただきたいという予定にしておりますので、御意見等がございましたら、是非お願いしたいと思います。では永田委員、お願いいたします。

○永田委員

案に直接的に関わるものではなく、制度自体に関わる確認なのか質問が1件と、要望が1件あります。私が十分理解できていないだけかもしれないのですが、例えば、登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受けて、今の私たちのような教員養成を実施している機関を将来的に卒業した者、ここで言う修了した者が今度、応用試験を受けることになると思います。このタイミングは基本的に、卒業とほぼ修了がイコールになっているのですが、卒業してから応用試験を受けて登録されるという大まかな理解で、まずはよろしいでしょうか。在学中にというのは、まだ修了とはイコールではないので。イメージとして合っていますか。

○伊藤課長補佐

永田委員がおっしゃっていただいたように、もちろん修了してから受けていただくということを前提としております。養成課程を修了して、基礎試験免除となって受けていただくという前提はございますが、一方で、我が国の就職のことを考えると、卒業した時点で就職先が決まっているということが通常であるということもございますので、在学中であっても、要は養成課程修了の見込み者であったとしても、試験を受けていただけるようにはするべきだろうということで、そのように制度設計をする方向では考えております。

○永田委員

なるほど、分かりました。どの時点で見込みというものが出せるかというのも、また考えないといけないと思いました。

もう一つ質問ですが、例えば卒業してから受けたとなったときに、卒業後何年間までは基礎試験免除とかというのがあったのでしょうか。

○小林日本語教育推進室長

新しい論点かもしれないので、試験の実際の取扱いはよく考えたいと思います。

○永田委員

例えば、これはもう一つの質問と重なるのですが、基礎試験と応用試験というのはそれぞれ別の基準が定められていて、それぞれ立てられているのですが、例えば基礎試験に合格した人で応用試験に残念な結果だった方というのは、翌年度、この結果が持ち越せるのかどうか。それについても、検討する必要があるかと思います。

今回試験範囲や内容を示していただいておりますが、一方で、養成機関を修了した人は基礎試験が免除になるという、ここの整合性が今後求められると思います。養成機関は今後コアカリキュラム（仮称）でかなり詳しい話になっていくと思うのですが、そここの基礎試験の出題基準がどういうレベルになっていくのか、その辺りはまた継続的に考えさせて議論させていただけたらと思っています。

○浜田主査

ありがとうございます。それでは、西村委員お願いいたします。

○西村委員

今のお話を伺っていて、試験の順番、それから回数が重要だというのは改めて感じました。今までも日本語教師の不足が日本語学校の現場では大きい問題になっています。今回この試験の回数が減れば、当然資格を得られる人数も減ってしまう可能性があるわけで、回数が多ければ多いほどいいのではないかという気がします。

今後どのような計画になっているのかということは、ここの試験の話の中では出ていなかったかと思いますが、本試験を、一つ目の基礎試験は免除もあるのであれかもしれませんが、二つ目の試験の応用試験は、回数を2回、3回、4回と作っていただく必要があると思っております。

現状ですと、養成講座を出た方が教員としてどんどん教育現場に入っていくことが可能なわけですが、それができなくて試験の結果待ちということになりますので、現場としては不安に感じているところです。御検討いただければと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。私の理解では、この基礎試験と応用試験と別々に可否を出すという前提ではなかったように思っていたのですが、別々だったのでしょうか。

○伊藤課長補佐

今回の制度では、基礎試験の免除がございますので、そうすると必然的に基礎試験と応用試験を、それぞれ採点を分けてしないと、応用試験と基礎試験の総合点みたいなことにしようと思っても、免除された方の基礎試験の点数は付けようがありませんので、必然的にどうしても、それぞれの基礎試験、応用試験を別建てで判定させていただくということになるかと思えます。

○浜田主査

分かりました。そうすると基礎試験だけ合格というのがあるということですね。

○伊藤課長補佐

はい。そのとおりです。基礎試験だけ合格点に達したという状態が発生します。

○浜田主査

分かりました。ありがとうございます。では戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

今の西村委員のお話を聞いて、私も全くそうだと思ったのは、この後、御意見を申し上げようと思った教員の経過措置のところでも思っていることですが、応用試験を受けるというルートになっている場合には、その回数が1回ですと、どんなことがあるか分からないので、複数回が必要だろうと思っております。

○浜田主査

そのほかいかがでしょうか。では四ツ谷委員、お願いいたします。

○四ツ谷委員

この試験の試行の話と直接には関係しないですが、この試験制度についての事務局への質問です。今後、海外の日本語教育機関で、母語話者、日本人教師の採用の際に、条件として、この登録日本語教員の資格を課してくる教育機関が、東南アジア辺りを中心に結構出てくるだろうと思います。そういった場合に、海外で教えている日本人の方、もちろん日本人である必要はないで

すが、日本人の教師の方が、この試験を受けたいときに、今の制度では日本に行って受けるということになってくるのですね。将来的に海外で試験を実施するという可能性はあるものでしょうか。質問です。

○浜田主査

事務局でお答えいただけますか。

○小林日本語教育推進室長

正に1月におまとめいただいた有識者会議の中でも、C B T化の御意見をいただいております。大事な御意見としてまず承っているところでございますが、今申し上げられることは、ひとまずは、来年度から試験をやりますと。最初に、会議の初めにスケジュールで示させていただきましたが、来年の秋以降に第1回目の試験をやるというところをまず進めていきたいと思っております。今いただいている様々な御意見は、試験の改善ということも当然、試行後はそうした話も、また上がってくると思いますので、しっかり受け止めていきたいと考えます。

○四ツ谷委員

ありがとうございました。

○浜田主査

ありがとうございます。取りあえず試行に向けて、今回のお出しいただいたものについてお認めいただけるかどうかということでございます。毛受委員、お願いいたします。

○毛受委員

この分野は専門外ではあるのですが、お話を聞いておまして、認定日本語教育機関という制度が出来て、外国人の方々が日本語をしっかりと学んで活躍できるというのは本当に重要なことだと思います。留学生の方については、そもそも新しく入ってくる方にはしっかりと日本語を教えて、それなりのレベルにしていくということをやりますが、松岡委員も意見をされていましたが、「生活」「就労」の分野の外国人に対して、日本語教育をどうするのかというのが、まだ非常に曖昧な段階かと思っております。

今は、日本に300万人の外国人がいますが、読み書きができないというのが当たり前という状況だろうと思うのです。これをもう本当に変えていくというのがB1レベルを目指すという方針だろうと思います。ただこれは、そのためにこの認定日本学校が出来て、そういう組織が出来て、B1を目指していきますという一つその布石が出来たわけですが、これはそもそも日本の社会のニーズから出てきているものでは今の段階では実はないだろうと思うのです。

ニーズということでいうと、まず外国人の方々が明確に、私はB1を目指しますとか、A2を取りあえず目指しますとか、皆さんに思ってもらわないと、学校が活用されないといけません。それから日本の企業が、B1を目指す人たちを採用します、このレベルを採用しますと明確に意識されていないと、なかなか「就労」「生活」で、しっかりした学校が出来たとしても、今までのように中途半端な形で日本語教育をやるということはずっと社会の中で、広くもう出来てしまっていますので、本当の意味で、これを新しく切り替えていくことは、相当、企業あるいは日本社会全体の認識を変えていくということ併せてやらないと、学校だけ作っても、これはなかなか今いる人たちへの日本語教育が進まないだろうと思うのです。

これは車の両輪で、学校だけを作って、そこで教師がしっかりとやりますというだけではないと思っておりますので、そういう意味で、キャンペーンなり、その辺りを、特に事務局の方へお願いします。更に言うと、ドイツでは、それこそ在留資格と結びつけて、ワークレベルをやっている。そ

ここまで一挙にいかないかもしれませんが、こういう認定日本語教育機関・学校が出来るという段階にまで来ると、その先の議論を始めるべきではないかと思えます。是非事務局にお聞きしたいと思えます。

○浜田主査

ありがとうございます。では事務局、お願いいたします。

○圓入課長

私からお答えさせていただきたいと思えます。毛受委員におっしゃっていただいたお話につきましては、正に有識者会議でもたくさん御意見いただきましたし、また、関連して、国会審議をはじめ、様々な議論の場でもいただいております。

現在、就労者につきましては、特に技能実習や特定技能の見直しということで、この秋に向けて、政府部内の外国人材の関係閣僚会議でも、有識者会議でも議論が進んでおりますので、そういったところで、今回の新しい日本語教育認定機関法ということでの活用方策も含めて検討するということは、骨太の2023にも明記されましたので、この後、どのように活用いただくかということと相談していきたいと思っております。

恐らくそのB1レベルということでは、まだまだ、文化審議会で令和3年にまとめていただいたということもあって、企業の皆様や、例えば経済団体の皆様との意見交換をこの法案を出す前にも重ねさせていただいたときも、十分な周知ができていないということではございましたが、一つ御紹介しますと、特定技能の中で求める、今まで民間試験のレベルということと出ておりましたが、参照枠もA2ということと関係各省閣議決定にも入れていただいたというような形で、様々な関係各省の施策の中に、今回の日本語教育の参照枠を活用していくというような動きがつつながってきております。

まだまだ十分ではないと思えますが、そういった形で日本語能力のレベル感というものが、学んだ方にとって国内外に通用するような、そういった対応付けみたいなのも含めて、関係省庁と連携をしていきたいと思っておりますし、また、今回の新法の中でも、認定機関におきましても、また養成などにおきましても、そういったものを意識しながら制度設計をしていくということで、ワーキンググループでも後半でコアカリキュラム(仮称)の検討をいただくことになっておりますが、もちろん参照枠なども含めて検討いただきたいと考えております。

本日通してお伺いして、大変申し訳ないと思えたのですが、様々な関係の本当に多岐にわたる議論がありますので、順番に事務局も丁寧に御説明させていただきたいと思えます。是非その中で、こんな方向性というのを、当面すぐ制度がスタートする時点で必要なことと、できれば今日のオンラインの議論もございましたが、少し蓄積を見ていただきながら、制度設計ということになりますと、一旦作ってしまうと、すぐまた変えるというわけにもいかない面もありまして、その状況を見ながら、次のステップということで、中長期的に課題として検討を進めるべきことというようなことも、意識いただきながら御意見をいただきまして、それを将来生かしていけたらと考えております。

なお、ドイツ、フランスや、そのほかオーストラリアや韓国の話も、この新しい法律の検討過程でも御議論がございましたが、まだ行政だけではなくて、国会審議の前の段階の御議論の中でも、フランスやドイツのように、在留資格とただちに関連付けるというのはまだまだ時間がかかり、慎重な議論が必要だとの御意見もございました。

ただ一つ言えるのは、技能実習や特定技能、そのほかのところでも、参照枠なども含めて日本語習得レベルが活用される方向で議論が深まってきているとは感じておりますので、是非、まだまだ足りないところはあるかと思えますが、どのような方向性を具体的に活用いただけるような関係省庁との連携があり得るべきか、御意見をいただければと思っております。どうぞよろしく

お願いいたします。

○浜田主査

ほかはいかがでしょう。試行試験について、仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

専門家でないので、変な質問になってしまうかもしれないのですが、今回の試行試験の3にあるように、本試行試験の場合、基礎試験が免除される立場の方は、応用試験だけ受けるということになるのでしょうか。それとも、その場合であっても、基礎試験と応用試験を受ける形になるのでしょうか。

○浜田主査

これは事務局からお願いします。

○小林日本語教育推進室長

協力者をどういう方に頼んでいくか、これから委託業者とよく相談していくところですので、できるだけ実態に即した形がいいかということと、あとはただ協力者の方をどれだけ集めるかという話もあるので、そこは今いただいた意見を踏まえて考えていきたいと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。仙田委員の御提案としては、応用試験だけを受けるような協力者の方をお願いした方がいいということでしょうか。

○仙田委員

その分析をするときに、どういうものが必要になってくるかは、私も専門家じゃなくて分からないので、全部受けてもらった方がいいということになるのか、それとも応用試験だけ受ける方の結果も分析に反映させた方がいいのか、その辺りを私自身よく分からないので、分析に必要な形で試験が実施されればいいのではないかと考えています。

○浜田主査

ありがとうございました。ほかはいかがでしょう。試行試験に向けて、最後になりますが、では真嶋委員、お願いいたします。

○真嶋委員

参照枠とその制度を関連付けて周知を図っていくということで、A2とかB1という言葉が出てくるのはよく分かって良いと思うのですが、こだわるようですが、年少者では、子供たちにA2を目指せとかB1を目指せというような大人用の参照枠をそのまま当てはめることはできないと理解しておりますし、この委員会でも、あるいは私が入っているワーキンググループでも、子供のことは議論しないで来ました。

ですので、子供の方は、年少者の認知発達の過程など、あるいは教授法など、詳しい専門性の高い研修で勉強していただかないといけないと思いますので、小中学校の先生方の免許をお取りの方が、プラスアルファで日本語教育の資格を取られるというのが望ましい形だろうと個人的には思っております。

この試行試験の出題範囲の中に、外国人児童生徒に関わる現状を知るだとか、問題を認識するだとか、そういう知識はあっていいと思うのですが、小学校3年生のこういう子供にどうやって

教えるかとか、そういう踏み込んだ問題は、出すと混乱するだろうと思います。私の理解でよろしいかどうか確認したいと思いました。

○浜田主査

ありがとうございました。出題内容については、養成段階の項目のリストが出ておりまして、その中には、恐らく制度としての年少者教育というのは入っていると思いますが、子供にどう教えるかというようなことは、恐らく入っていないのではないかと思います。事務局から何か追加ありますか。

○小林日本語教育推進室長

この試行試験は、来年以降の本試験に備えたものになるので、まず養成段階で学ぶべきことを対象にしなうらということ、資料に示させていただいたような50項目を基に考えていくと。出題内容のところ、書かせていただいたところでは、例えば分野別の専門性に関しては、またそれは今後の初任の研修等で専門性を高めていただくということで、別のやり方を考えております。

○浜田主査

真嶋委員、よろしいでしょうか。

○真嶋委員

ありがとうございます。

○浜田主査

そのほかよろしいでしょうか。では松田委員、お願いいたします。

○松田委員

先ほどの真嶋委員の質問にも少し関わるかと思うのですが、ほかの国家試験にもあるようなブループリント、出題基準や設定表といったものを試験に関して作成されたりする予定があるのでしようかということです。お願いいたします。

○浜田主査

ありがとうございます。ブループリントというのは具体的にどんな項目が入っているとよろしいのでしょうか。松田委員、もし御存じでしたらお願いします。

○松田委員

設定表であるとか、その出題基準として、今は必須の教育内容というのは示されていますが、具体的な内容、中身についてのもっと細かい項目が出題範囲として出てはいないと理解しているのですが、例えば子供に対してはこのようなものが出るだとか、そういったことが出題範囲として出るのかという質問です。

○浜田主査

事務局でいかがでしょうか。何かお考えのことはございますか。

○小林日本語教育推進室長

例えばこれまでに文化庁の審議会で示させていただいたような養成における教育内容というものがございまして、実際に50項目ございまして、そうしたところを基に、どのようなことを

習得していることを確認すべきなのかということ、事務局としても、試行試験の委員会の中で、委員の皆様とも御相談しながら作り上げていきたいと思っております。

○浜田主査

ありがとうございます。色々な方に受けていただくのに、そういったものがあつた方が、よりたくさんの方に安心して受けていただけるということかと思っております。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしますと、冒頭に申しあげましたように、この日本語教員試験試行試験実施概要については、幾つか提案をいただきましたが、おおむねお認めいただいたものと考えさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、今日いただいた御意見については、さらに事務局で御検討いただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、先ほど時間が足りなくて十分に言っていたけなかつた御意見で、もしこの場で伺つた方がいいものがあれば、お出しただきたいかと思っております。先ほど事務局からありましたが、この会議の後にメール等で、また細かなところについては、是非御意見お寄せいただきたいと思っておりますが、議論が分かれそうなところ、大きいポイントについて、御意見、御提案等があればお願いできればと思っております。いかがでしょうか。

○戸田委員

私から登録日本語教員の養成機関の登録要件について申し上げたいのですが、この機関の要件に、修了するための期間を設けてはどうかと思っております。といいますのも、日本語教育の質の維持向上のスタートである養成機関の教育内容については、既に文化庁から示されていますが、修了期間については養成機関によって大きく開きがあつて、3か月、6か月で養成課程修了という言葉も出ており、それが大変気になっております。

日本語を客観的に見るという視点や、授業に生かすための基礎知識を3か月、6か月で身に付けることは現実的に非常に難しいと考えます。養成機関によっては、最低1年はかかります、2年程度はかかりますという説明を明記している教育機関もあるのですが、今後コアカリキュラムが決まり定まっていけば、そういう問題点もおのずと出てくるのかと思いつつ、3か月で修了した方も、試験に合格すれば国家資格を取得はできますが、その後の教授活動を考えたときに、果たしてそれがよいのかどうかということで、修了期間の要件を設けるのはどうかと考えております。

○浜田主査

ありがとうございます。これについては御検討をお願いしたいとの御提案ということで伺わせていただきます。では仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

ありがとうございます。登録日本語教員養成機関についてですが、今回実習（実践研修）が非常に重要視されていることから、恐らく、これから登録を目指す養成機関と実践研修機関は併設されることが多いのではないかとと思っておりますが、この案を見る限り、登録日本語教員養成機関だけの登録ということもできることになっています。そうした場合には、規定の中に一つの要件として、実践研修機関との協定とか連携といった要項も必要になってくるのではないかと気がいたしました。御検討いただければと思っております。

○浜田主査

養成機関が責任を持って実習を行うというのが先ほどありましたが、もう少しその中身について、省令等の中にも入れていただければどうかという御提案かと思っております。

では真嶋委員、お願いいたします。

○真嶋委員

国家資格としての登録日本語教員の試験のことですが、先ほど話題に上がっていたときに、試験の実施回数を増やした方がいいという御意見が何人もの委員の方から出たので、どうかと思っていたのですが、私自身はあまり回数を増やさない方がいいと思っていますところでは。

といいますのは、現在の日本語教育能力検定試験は国家試験ではありませんが、年に1回ですし、ほかの国家資格の試験が年に何回もあるのか私は存じませんので、それを調べていただきたいのが一つと、それから試験というからには、その妥当性、信頼性が相当高くないと、今後うまく機能しないのではないかと危惧いたしますので、そのような試験が年に4回もできるのか、心配なので、必ずしも回数を増やすべきだとは思っていないということを申し上げたいと思いました。

○浜田主査

ありがとうございます。回数について、ほかの委員から何か御意見はございますか。特にございませんか。ありがとうございます。では西村委員、お願いいたします。

○西村委員

私から2点あります。1点は、先ほど仙田委員がおっしゃっていた件に関しまして、私もそのとおりだと思います。しっかりとした教育実習で質を担保するというのがこの制度の非常に大きいポイントだと思いますので、是非そのように御検討いただければと思います。

それからもう1点、その教育実習に関してですが、資料6を拝見すると、45分の1コマの授業を2コマやるということに対して、1コマでもいいのではないかというお声もあったようですが、是非2コマやっていただきたいと思います。もちろん指導する側としては大変ですが、とても大事なことと思います。

試験を検討していく段階で、昨年度の有識者会議の場でも、教育実習、教壇実習を充実させるということを前提に、筆記試験に関しても記述試験をやめて、その部分をこの教壇実習のところでカバーしていくというお話も意見としておありだったかと記憶しております。そういう意味では、教壇実習の1回目できななかったことをしっかりコミュニケーションを取って2回目に、指導教員と学習者（実習生）がコミュニケーションを取った上で、2回目で教壇実習の質をより高めていくということはとても大事な制度的なポイントではないかと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。では松岡委員、その後、永田委員、お願いいたします。

○松岡委員

1点はお願いです。今日出された情報もそうですが、現場が今、来年に向かってどのようになっているのか混乱しているので、現段階でこういう案がありますということ、もう少し見やすい形で発信していただきたいと思います。それが1点です。

それから、今、大学で行われている日本語教師養成課程、特に副専攻課程では、この条件だと残れる大学が少なくなるのではないかと感じているので、今どういう実態になっているのか、御確認いただいて御検討いただきたいと思います。それで例えば、連合大学のような形の養成課程の在り方が可能なのかどうかも含めて御検討を是非お願いしたいと思います。

○浜田主査

スケジュールについて、先ほど冒頭、資料2で御説明がありました。恐らく、途中で決まるまでのものを発信すると、余計な混乱も引き起こすということもあって、なかなか事務局では御苦労いただいているかと思いますが、決まったものについては、できるだけ出していただければありがたいということでございます。永田委員、お願いいたします。

○永田委員

先ほど、西村委員から御発言の点に関して、教壇実習を45分にするのか何分にするのかというのは、これまでの有識者会議の場でも何度も出てきた意見で、ワーキンググループでも意見を小委員会に一回上げてみようということでも今回資料6として出ました。今いただいた意見をワーキンググループに持ち帰って、再度検討したいと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。恐らく45分という、一つの教育活動の単位を自分一人の力で支え切れるかどうかというところが肝心ですので、10分掛ける4回では全然意味が違うのではないかと思います。

それでは、まだまだ御意見がおりかと思いますが、事務局で、追加の意見を文書で受け付けるということですので、御意見を追加でお願いできればと思います。

それでは、議事はここまでとなります。委員の皆様、本当にありがとうございました。事務局から連絡事項をお願いします。

○増田日本語教育調査官

参考資料1に今期の審議内容、スケジュールを掲載しております。次回の第120回日本語教育小委員会は7月25日火曜日10時からの開催予定です。また、第2回認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループですが、こちらは7月21日金曜日10時からを予定しております。もう一つ、第2回登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループですが、こちらは7月24日月曜日10時半からを予定しております。

「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループについては、7月31日月曜日15時から第2回のワーキング開催を予定しております。お忙しいところ恐縮ですが、御出席、傍聴いただけますようお願いいたします。以上でございます。

○浜田主査

ありがとうございます。委員の皆様も本当に連日、会議会議でお忙しいところをご出席いただき、感謝いたしております。本当に大事なところですので、引き続き御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第119回日本語教育小委員会を閉会させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。